

## 「同一労働同一賃金の捉え方」

### パートタイム・有期雇用労働法

#### ～従業員の待遇に関する説明義務への対応について～

2019年4月から始まっている「働き方改革」による動き。

コロナ禍において企業の状況が一変したところもありますが、法改正の動きは容赦なく訪れます。

そうした中で、従業員がいる会社では、働き方改革についてどう取り組んでいけば良いのでしょうか。

今回は、その中でも中小企業では2021年4月1日から具体的に取り組む必要のある「同一労働同一賃金」について、その基本的な捉え方を確認し、顧問先企業さまへのアナウンスやアドバイスにつなげていただくきっかけになればと考えています。

特に、正社員とパートさんがいる企業の支援をされている先生方にとっては、とても大事な内容になるかと思えます。

#### (小題)

- ・働き方改革関連法のおさらい
- ・同一労働同一賃金
- ・基本給、賞与、手当、退職金の基本的な考え方
- ・会社としての取組み



講義後、質疑応答を予定していますので、積極的にご参加ください。

- ◆ 日時 令和2年11月18日(水)  
19時00分～21時00分
  - ◆ 講師 特定社会保険労務士 安 紗弥香 (やす・さやか) 先生
  - ◆ 会費 無料
  - ◆ 形態 ZOOM 配信によるリモート研修
- ※ 事前申込制となります。

申込方法は、別途、会員メーリングリスト及び東京青税のホームページにて告知させていただきます。